

(別添)

意見提出者	意見の内容	回答
一般社団法人 環境改善推進 協会	<p>1. 表記に関する意見 総務省によれば判定員の員数が不足とあるが、既存の第1級無線技術士の登録検査等事業者を十分に活用していただきたい。友人の会社は、登録検査等事業を主とする会社だが、携帯基地局等の検査等事業に参入できなくて苦労している。(社員の1技資格取得のため、毎週4時間の教育を実施し、真面目に取り組んでいる会社) 判定員等の資格要件の緩和をすると、既得権益の業者が容易に業務拡大でき、上記のような優秀で努力している業者が新規参入できなくなる。これは、国家として優秀な無線技術者の確保という観点で問題である。総務省及び各キャリアは、既存の第1級無線技術士の登録検査等事業者で検査等の仕事を確保できてない現実をまず解消すべきである。 将来として、総務省等は、制度をチープ化するのではなく、優秀な無線技術士が育つよう、人材育成政策を立案すべきである。</p> <p>2. 意見の裏付け等 (1) 無線技術士の地位向上 第1級無線技術士は、工学系の他の第1級技術士(建築士、電検)に比して地位(個人事業主としての地位、制度的な地位)が低いのではないかと。無線技術士は、国家インフラの基幹技術であり、国防の観点からも重要である。昨年、若者の電子工学離れ、韓国の技術者に頼ったキャリアの姿勢に苦慮する。無線技術士の地位向上を図らなければ、弱体化した国家になる。判定員等の資格要件の緩和などは、将来的には無線技術士の地位低下に繋がる可能性がある。</p> <p>(2) 適正価格での検査業務 国家として優秀な無線技術士を確保するには、第1級無線技術士にふさわしい適正価格で業務を請け負わせることが重要である。一定の以上の技術力(第1級無線技術士)には、一定以上の報酬を支払うことが重要である。 携帯基地局の増大に伴い、検査・点検費用が低下してきている。以前の1/2程度の価格になったと聞く。当然、数の増大に伴い点検等の単価は低下することは止められないが、どんどん低下してはいけない。経済原則だけにに基づき価格が低下すれば、今回の提案のような判定員等の資格要件の緩和導入につながる。</p>	<p>回答</p> <p>貴重なご意見を頂き、有り難うございます。 今回の施策は、無線従事者制度を変更するものではなく、登録検査等事業者等制度における点検員の選任状況及び点検員としての業務経験年数を踏まえ、判定員の選任要件を見直すこととするものです。 判定員としての能力は、原案のとおり、対象となる無線従事者資格を拡大しても、業務経験を加味することにより支障は生じないものと考えます。 よって、原案のとおりとさせていただきます。</p>
一般社団法人 全国陸上無線 協会	<p>標記に関し、登録検査等事業者等制度における判定員等の資格要件の緩和に関する取りまとめについて意見を申し上げます。</p> <p>当協会会員で登録検査等事業者の登録を行っている会員が多くおりますが、今後判定員を確保し、検査を行うことができる登録検査等事業者へ移行し業務範囲の拡大するため、あるいは、継続して登録検査等事業者として検査業務を行っていく場合にあっても、判定員の確保が喫緊の課題となっております。 本件取りまとめについては、判定員として第1級陸上特殊無線技術士が追加されていること、また、点検員としての業務経験が考慮され通常の業務経験より大幅に短縮されていることから、本件取りまとめを支持いたします。</p>	<p>頂いたご意見は、とりまとめに対する賛同意見として承ります。</p>
KDDI株式会社	<p>登録検査等事業者等制度における判定員等の資格要件を緩和する取りまとめ案につきましては、技術の発展や設備の安定性、無線設備の保守等の現状を踏まえ、判定員の能力を維持しつつ実態に即した考え方によるものであり、携帯電話基地局の整備をより一層円滑なものとする効果が期待できることから、本件に賛成いたします。</p>	<p>頂いたご意見は、とりまとめに対する賛同意見として承ります。</p>
株式会社NTTド コモ	<p>意見公募対象である「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」の登録検査等事業者等制度における判定員等の資格要件の緩和に関する取りまとめは、判定員の資格要件の緩和および業務経験年数の短縮について、具体的な改正案が示されています。 基地局の整備を円滑に進めていく上で、増大する無線局の定期検査に対応していくためにも、適切な改正案と考えます。 今後、速やかに上記緩和に関する改正が行われることを希望します。</p>	<p>頂いたご意見は、とりまとめに対する賛同意見として承ります。</p>
個人	<p>この度、当案件に関し総務省のホームページにある別紙1並びに別紙2の資料を拝読させて頂きました。今回の判定員等の資格要件の緩和について、基本的に全面反対との意見を申し述べます。 (理由) 当該登録検査事業者等制度ができた当初から小職が勤務する会社において、「判定員となり得る社員を全国からかき集め各地において判定員として業務に従事しております。点検員としての無線従事者資格に必要な第1級陸上特殊無線技術士については、当業務に関連する者は全員資格を有しておりますが、確かに判定員としての必要条件である上級無線従事者(第1級陸上無線技術士、第2級陸上無線技術士、第1級総合無線通信士)の有資格者数は、第1級陸上特殊無線技術士の有資格者数の約10%と大変少ないのが現状です。 しかし、当該点検員である社員(第1級陸上特殊無線技術士)の技術レベルを向上させる為にも、上級無線従事者資格取得に向け勉強会を実施すると共に、国家試験の合格者には奨励金の支給並びに無線従事者として選任届けを出し、当該業務に従事する者には資格手当での支給等により社員の勉強意欲を引き上げようとしています。 今後無線従事者の技術レベルを相対的に向上させる為にも、更に上級の資格を取得する者が増加する事を願っております。 当判定員の業務は、本来総務省の総合通信局の職員の方々が対応されていた大変重要な業務であり、これらの業務を民間に下ろすにはそれなりの技術レベルを保有している人が従事すべきと考えます。現在の「第1級陸上特殊無線技術士」の資格は、上級無線従事者に対し下級無線従事者と表現されていた頃がありました。 無線基地局の定期検査と言う重要な業務に従事する以上は、それなりの上級資格を取得した方が従事すべきと考えます。 現在判定員となる有資格者が少ないのであれば、増やせば良いのではないのでしょうか？ 楽な方法を探すより向上心をもって、現在ある上級無線従事者資格にチャレンジする事を真剣に考えるべきだと思います。 上記①の第1級陸上無線技術士については、平成21年から連続して合格者が急増しており、毎年1000人を超えています。更なる合格者の増加を願っている次第です。本日が締め切り日と聞き、急いで意見を述べさせて頂きました。乱文にて失礼しました。</p>	<p>貴重なご意見を頂き、有り難うございます。 今回の施策は、無線従事者制度を変更するものではなく、登録検査等事業者等制度における点検員の選任状況及び点検員としての業務経験年数を踏まえ、判定員の選任要件を見直すこととするものです。 判定員としての能力は、原案のとおり、対象となる無線従事者資格を拡大しても、業務経験を加味することにより支障は生じないものと考えます。 よって、原案のとおりとさせていただきます。</p>